

3. 「敬老事業における対象者名簿の提供」の継続審議について

【継続審議に係る指摘の概要】

本件は、平成27年3月24日開催の情報公開等審査会におきまして、別添の資料に基づき説明を行い、委託契約によらない敬老事業の対象者の名簿提供について、笠間市個人情報保護条例第9条第2項第8号の規定に基づき審査会にお諮りしたものです。

この諮問内容については、審査会において、次のような御指摘をいただきました。

- 1 たとえば、「なぜ私の個人情報を知っているんだ」と聞かれたとき、以前の委託契約であれば「市の委託を受けているから」と回答できたと思うのだが、新しい制度ではこれをどのように説明するのか。
区長設置規則には「市への行う各種業務の援助協力」とはあるが、これで説明できるか。
- 2 現状の委託契約から変更することについて、制度の実運用上は何も変わらないということか。現状が、「委託」に対して「委託料」ではなく「交付金」として補助を行っていることから、これを整理するためということか。
よいか。
- 3 「行政がやるべきことを自分たちがやらされている」という意識を取り除きたいとのことだが、委託契約を除けばこれが払しょくされるのか。逆に、一層市の係わりが薄くなっているように感じる。
「市民との協働」を推進していきたいのであれば、答申案のほうにその旨記載するなど工夫すべきではないか。
- 4 名簿を提供すること自体はやむを得ないが、その管理等については厳格に扱ってほしい。以前の制度で行っていた名簿の回収などについても徹底してほしい。